

津市消防本部救急業務実施規程

平成 1 8 年 1 月 1 日 消防本部訓第 4 7 号

改正 平成 2 5 年 4 月 1 日消防本部訓第 4 号

平成 2 6 年 3 月 1 9 日消防本部訓第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号。以下「法」という。）

第 2 条第 9 項に規定する救急業務の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 隊員 消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号。以下「令」という。）

第 4 4 条の規定に基づき救急隊を編成する救急隊員をいう。

(2) 救急救命士 救急救命士法（平成 3 年法律第 3 6 号）第 2 条第 2 項に規定する者をいう。

(3) 救急業務 法に定める救急業務をいう。

(4) 救急事故 法及び令に定める救急業務の対象である事故をいう。

(5) 傷病者 法第 2 条第 9 項に規定する傷病者で、救急活動の対象であるものをいう。

(6) 救急現場 傷病者の発生した現場又は救急活動が行われる場所をいう。

(7) 医療機関 救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院及び救急診療所のほか、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所をいう。

(8) 特殊な救急事故 交通事故、火災事故、爆発事故、各種中毒による事故及びその他の災害等による事故で、その発生した死者又は負傷者の数が火災・災害等即報要領について（昭和 5 9 年消防災第 2 6 7 号消防庁長官通知）第 2 の 2 救急救助事故即報の 1 又は 2 の規定に該当するものをいう。

(救急隊の配置)

第3条 救急隊は、消防署及び消防長が必要と認める分署又は分遣所に置くものとする。

（出動区域）

第4条 救急隊の出動区域は、本市の区域全域とする。

（救急隊の編成）

第5条 救急隊は、隊員3人以上をもって編成し、そのうち1人は救急隊長（以下「隊長」という。）とする。

2 消防長は、救急救命士の資格を有する隊員及び救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第5条第2項に規定する隊員をもって救急隊を編成するよう努めるものとする。

（隊員の服装）

第6条 隊員は、救急業務に従事するときは白衣等を着用し、身体保護のため保安帽を用いなければならない。ただし、応急手当等の活動に支障となる場合は、この限りでない。

（救急隊の出動）

第7条 消防長、消防署長（以下「署長」という。）又は指令センター（津市消防通信規程（平成18年津市消防本部訓第52号）第2条第1号に規定する指令センター。以下「指令センター」という。）は、救急事故が発生した旨の通報を受けたとき、又は救急事故が発生したことを知ったときは、当該事故の発生場所、傷病者の数及び傷病の程度等を確認し、津市消防本部警防規程（平成25年津市消防本部訓第1号。以下「警防規程」という。）に基づき、直ちに所轄の救急隊を出動させなければならない。

2 消防長は、前項に定めるもののほか警防規程第19条に基づく応援要請があったときは、救急隊を出動させるものとする。

（消防隊の出動）

第7条の2 消防長、署長又は指令センターは、前条第1項に規定する所轄の救急隊を出動させる際に、当該所轄の救急隊が救急事案の重複等により出動できない場合又は通報内容等から支援が必要と認められる場合は、救急活動を支援するため消防隊を出動させることができる。

（口頭指導）

第8条 消防長は、救急要請時に、通信指令課又は出動途上の救急自動車等から、救急現場付近にある者に、電話等により応急手当の協力を要請し、その方法を指導するよう努めるものとする。

(救急活動の原則)

第9条 救急活動は、傷病者の救命活動を主眼とし、傷病者の観察等を行い、必要な応急処置を実施した後、傷病者の症状に最も適した医療機関に速やかに搬送することを原則とする。

(搬送を拒んだ者の取扱い)

第10条 隊長は、傷病者又はその関係者が搬送を拒んだ場合は、これを搬送しないものとする。ただし、特に搬送が必要と認める場合は、この限りでない。

(医師の要請)

第11条 隊長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに救急現場に医師を要請し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 傷病者の状態からみて搬送することが生命に危険であると認められる場合
- (2) 傷病者の状態からみて搬送可否の判断が困難な場合
- (3) その他、救急事故の現場において医師の診療が必要な場合

(死亡者の取扱い)

第12条 隊員は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると判断した場合は、これを搬送しないものとする。ただし、特に搬送が必要と認める場合は、この限りでない。

(警察官の要請)

第13条 隊長は、次の各号に該当する場合は、警察官の出動を要請するものとする。

- (1) 傷病者の傷病の原因に犯罪の疑いがあると認められる場合
- (2) 泥酔の状態にある（合併症のない場合に限る。）と認められる場合
- (3) 自身を傷つけ、または他人に害を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (4) その他、救急事故の現場において警察官の出動が必要と認められる場合

(関係者の同乗)

第14条 隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者の関係者又は警察官が同乗を求めたときは、努めてこれに応じるものとする。

(感染防止計画)

第15条 消防長は、感染防止対策を確立しておくものとする。

(感染防止対策)

第16条 隊長は、感染の疑いのある傷病者を搬送した場合は、隊員及び救急

車の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行い、その旨を署長に報告するものとする。

2 署長は、前項の傷病者に対する医師の診断結果を確認し、所要の処置を講ずるものとする。

3 消防長は、救急隊の搬送した傷病者が医療機関において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症と診断された場合における処置について、関係機関と適正な連絡通報体制を確立しておくものとする。

（救急自動車の要件）

第17条 救急自動車は、道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める緊急自動車の基準に適合するもののほか、救急業務実施基準（（昭和39年自消甲教発第6号）以下「救急業務実施基準」という。）第9条に定める構造及び設備を有するものとする。

（高規格の救急自動車の配置）

第18条 消防長は、救急業務実施基準第9条の3に定める救急自動車を配置するよう努めるものとする。

（救急自動車に備える資器材）

第19条 救急自動車には、救急業務実施基準第11条第1項に掲げる資器材を備えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、消防長は、救急業務実施基準第11条第2項に掲げる資器材を備えるよう努めるものとする。

（消毒）

第20条 署長は、次の各号に定めるところにより、救急自動車及び積載品の消毒を行うものとする。

(1) 定期消毒 月1回

(2) 使用後消毒 毎使用後

2 消防長は、前項の規定による消毒を効果的に行うために、滅菌器等の消毒用資器材を備えるものとする。

（消毒の表示）

第21条 隊員は、前条第1項に定める消毒を実施したときは、その旨を別に定める消毒実施表に記入し、救急自動車の見やすい場所に標示しておくものとする。

（活動の報告）

第 22 条 隊員は、救急活動を行った場合、速やかに所要の事項を署長に報告するものとする。

(救急即報)

第 23 条 署長は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。）以下「災害即報」という。）に該当する救急事案については、消防長に報告しなければならない。

2 消防長は、前項の報告を受けた場合、関係機関に即報を要するものと認めたときは、直ちに災害即報の定めるところにより、関係機関へ報告又は通報するものとする。

(家族等への連絡)

第 24 条 隊長は、傷病者の状況により必要があると認めるときは、その者の家族等に対し、傷病の程度又は状況等を連絡するよう努めるものとする。

(要保護者等の取扱い)

第 25 条 署長は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める被保護者又は要保護者と認められる傷病者を搬送した場合は、同法第 19 条各項に定める機関に通知するものとする。

(医療機関との連携)

第 26 条 消防長は、救急業務の実施について医療機関と常に密接な連携を取るものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき知り得た医療機関における空床の状況等については、必要に応じ、近接する他の消防本部の消防長と相互に情報を交換するよう努めるものとする。

(団体との連携)

第 27 条 消防長は、津市の区域内で救急に関する事務を行っている団体等と救急業務の実施について情報交換するとともに、密接な連携を取るものとする。

(救急業務計画)

第 28 条 消防長は、特殊な救急事故の発生した場合における救急業務の実施についての計画を作成しておくものとする。

2 消防長は、毎年 1 回以上前項に定める計画に基づく訓練を行うものとする。

(救急調査)

第 29 条 消防長は、救急業務の円滑な実施を図るため、当該出動の区域について、次の各号に定めるところにより調査を行うものとする。

- (1) 地勢及び交通の状況
- (2) 救急事故が発生するおそれのある対象物の位置及び構造
- (3) 医療機関の位置及びその他必要な事項
- (4) その他消防長が必要と認める事項

(住民に対する応急手当普及啓発)

第30条 消防長は、住民に対する応急手当にかかる普及啓発活動を計画的に推進するよう努めるものとする。

(応急手当資器材の整備)

第31条 消防長は、前条に規定する活動を推進するため、応急手当にかかる普及啓発活動の推進に必要な資器材の整備に努めるものとする。

(委任)

第32条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月19日消防本部訓第1号)

この訓は、平成26年4月1日から施行する。